

『大阪IR・カジノ土地改良事業差止め訴訟』記者会見発言

原告 山川よしやす

本件裁判は、大阪市長並びに港湾局長に対し、夢洲IRカジノ誘致に関する土地改良事業費用などの支払い差止めを求めるものです。この裁判は、IRカジノ事業の一部についての差止め請求裁判ではありますが、その社会的意義は極めて大きいと考えています。

私からは、時間もありませんので訴状の争点などではなく、7人の原告を代表して裁判の原告となった思いを原点に立ち返り2点だけ述べさせていただきます。

- ❶まず1つは、この裁判を通じてIR・カジノの大阪への誘致そのものの是非を問いたいと考えています。
- ❷2つめは、大阪府市における住民自治のあり方、首長、行政と議会のあり方、民主主義の問題として問いたいということです。

❶について。

- ▶2014年、松井一郎当時大阪府知事が、IRカジノ候補地として夢洲を表明しました。そして2016年、当時の安倍政権下でIR推進法が施行され、2018年にはIR整備法が成立。以降、MGM・オリックスなど事業者が決まり、大阪府によって区域成語計画が承認され、国が認定。2023年には、国による実施協定の認可から、大阪府とSPCによる実施協定が締結されました。そして同年12月4日から本件に関する、土地改良事業がIR用地で着工されました。
- ▶最近、「万博期間中のIR工事中断」が問題となりました。当初、BIE(博覧会国際事務局)ケルケンツェス事務局長は工事続行に難色を示し、政府も工事中止を示唆していました。この様な中でMGM幹部は、仮にIR工事が行われた場合、「解除権」の行使さえにおわせていたのです。万博とセットでIR誘致を進めてきた吉村知事をはじめ維新関係者は追い込まれていました。こうした中で政府がBIEと大阪府市・SPCの間に仲介役として入り調整。マスコミでは、『SPCの「解除権」放棄。大阪IR、2030年開業ほぼ確実か』との報道がなされるに至りました。まさにIR・カジノは国策事業であるといえます。
- ▶しかし、本当にIR・カジノは大阪にとって、また日本にとって必要なものなのでしょうか？2018年、カジノ関連法が国会で審議されていた当初を思い出していただきたいのです。これまで刑法は、賭博・カジノを刑罰の対象であると禁じてきました。その社会的害悪があまりにも大きいからです。カジノは射幸心をあおり、人の不幸を前提とする事業であるためです。当時の安倍首相や、また松井氏、吉村氏など維新の会の皆さんは、「カジノでなく、国際会議場やエンターテインメント施設だ」「経済効果が大きい」など強調し、「目的の公共性」などから刑法との整合性、違法性の阻却を説明しましたが、納得のいくものではありませんでした。
- ▶そしてその後、カジノ事業計画で明らかになったのは、「事業収入のほとんどがカジノ収入」であること。また「利用対象者の7割が関西圏を中心に日本に暮らす市民を対象としている」ことでした。儲かるのはSPC・米国カジノ資本やゼネコンであり、大阪府市民に「恩恵がある」など一切ないことが明確になりました。カジノ事業は、自治体が推進すべき施策ではないのです。また「カジノ収入で大阪府市民の福祉増進」との主張もありますが、人の不幸の上に成り立つ「幸せ」などありません。私たちは、これを拒否いたします。
- ▶吉村知事や横山市長は、「世界最高水準のIR」であるとか「経済効果」を言いますが、まやかしです。日本の財は奪われ、カジノ資本に支配された地域経済は、一部のグローバル企業に利益をもたらす一方、地元の多くの地場産業や商店街の発展とは関係なく、住民に恩恵を与えるどころか地域経済を

衰退させていきます。多くの有識者が、「マイナスの経済効果」や「カニバリゼーション」を指摘してきましたが、大阪府市はこれを一切無視してきました。またカジノの街・大阪となることで大阪の良き文化は浸食され、子どもたちにも大きな影響を及ぼします。治安は悪化し、ギャンブル依存症などにより多くの市民を不幸にするものです。

こうしたカジノ・賭博事業に、国と自治体が私たちの税金を使い、大手を振って推し進めることなどあってはなりません。この裁判を通じて、大阪市という自治体の在り方を問いたいと考えるのです。

②について。

- ▶大阪府民市民は、IR・カジノの誘致を望んでいないという根本問題が解決してはいません。IR・カジノ誘致が社会的問題として取りざたされた時、多くの世論調査がその結果を示しています。しかし大阪府市当局は、私たちから民意を示す機会を奪いました。
- ▶2022年、大阪府で『夢洲カジノの是非を問う住民投票条例制定直接請求署名』運動(3月25日～5月25日)が取り組まれました。大都市圏を抱える大阪府での直接請求署名運動は、「不可能」といわれ、実に43年ぶりのことでした。当時、私はこの府民運動の事務局長を担当させていただきました。大阪府内72市区町村に在住する、ごく普通の府民約1万人が受任者や協力者として必死の思いで行動し、わずか2カ月間で総数210,134筆(有効数192,773筆)もの署名を集めたのです。選管が審査した有効署名数は、法定数を実に46,264も上回るものでした。
- ▶この時、吉村知事はテレビ報道などでは「反対派の意見も聞く」と述べていましたが、実際に面談を求めると彼は拒否しました。「テレビ映りが良い」と言われますが、本音と建て前を使い分ける方であると思いました。7月、大阪府議会にカジノ住民投票条例案を提出した際、吉村知事は「反対」意見を表明し、議会は数時間しか審議せず、あっという間にこれを否決しました。大阪府民の意思を問うという、民主主義の根本を否定したのです。
- ▶現在の大阪府市行政は、時の首長の進める施策について本当に大阪府市住民の利益にかなうものであるのか、その判断ができてはいません。また大阪府議会・大阪市会は、行政施策と算を公正かつ適正にチェックすることをしてはいないと考えます。機能不全と言えます。まともなチェックが行われているのであれば、今回の提訴もなかったとも考えます。
- ▶大阪の在り方を決めるのは、時の首長でも議会でもありません。広い意味での主権者である、私たち大阪に暮らすすべての住民でなければなりません。この裁判を通じて、主権の在り方、住民自治の意義をお伝えできればと思います。

◆最後に万博と一体となって進められるIR・カジノが、埋立地・夢洲で行われることについて一言だけ触れておきます。

万博工事現場で、メタンガス引火による爆発火災事故が起きました。万博協会は、「濃度測定し公表」としていますが、根本的な解決策ではありません。また南海トラフ大地震の注意喚起が行われ、液状化現象や津波被害も現実的な問題として提起されています。万博協会が示した避難計画は穴だらけです。どうして子どもたちを安全確保の保障のない夢洲に行かせることができるでしょう。また、IR・カジノ事業については避難計画策定と実施主体はSPCであり大阪府市ではありません。自治体が、住民の命とくらし、財産に責任を持たないまま夢洲でのIR・カジノ事業を認めることには納得できません。

一般・産業廃棄物等の処分地、埋立地である夢洲は、本来巨大な集客施設を誘致できるような場所ではないのです。これらの危険性を勘案したときIR・カジノ事業と万博開催はまさに「命の問題」であること、また住民自治と主権の問題であることを強調しておきたいと思います。

司法が公正な審理と判断をしていただくことを願い、原告としての思いとさせていただきます。ありがとうございました。